

労働時間相談・支援コーナーを設置しました！

山形労働局では4月1日から県内すべての労働基準監督署内に、「労働時間相談・支援コーナー」を設置しました。主に中小企業の事業主の皆さまを対象に、窓口と電話で、以下のような相談を受け付けます。

- ① 時間外・休日労働協定(36協定)を含む労働時間制度全般に関するご相談
- ② 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入に関するご相談
- ③ 長時間労働の削減に向けた取組に関するご相談
- ④ 労働時間などの設定についての改善に取り組む際に利用可能な助成金のご案内

受付時間 8時30分～17時15分(平日のみ)

問い合わせ 山形労働局監督課(023-624-8222)又は最寄りの労働基準監督署

局HPアドレス <http://yamagata-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



事業主さん

安全・有利・手軽な 国の退職金制度を活用しませんか。



中退共済制度

CHU TAI KYO
小企業 退職金 共済制度

詳しくは
ホームページをご覧ください。

中退共

検索

国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

社外積立で管理も簡単
退職金試算額などをお知らせします。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業

生涯現役社会の実現に向けて、高年齢退職予定者等のキャリア等の情報を登録し、その能力の活用を希望する事業者を紹介することにより、高年齢者の就業を無料で支援します。

キャリア人材バンクの求人情報と登録者

【利用料】
無料

高年齢者の能力・
経験の活用を希望する
事業者

66歳以降も
働き続けられる就業について
産業雇用安定センターが
無料で仲介・あっせんします

自らの能力・経験を
生かし66歳以降も
働くことを希望する方

キャリア人材バンク求人情報

以下のいずれにも該当する受入情報が対象です

- ① 66歳以降も働き続けることが可能なもの
- ② 採用者の能力・経験が活かせるもの
- ③ 採用後の雇用期間が1年以上見込めるもの

キャリア人材バンク登録情報

事業主登録の場合

対象者

- 60歳以上の在職者の方で
- ・雇用契約期間の満了(※)後に再就職を希望する
- ・66歳以降も働くことを希望する

※定年、継続雇用終了、有期雇用契約期間満了により離職する場合をいいます

個人登録の場合

対象者

- 60歳から65歳の誕生日までの方で
- ・在職者または離職者(※)で再就職を希望する
- ・66歳以降も働くことを希望する

※本事業の離職者とは離職後1年以内の方をいいます

・お問い合わせはこちらまで・



公益財団法人 産業雇用安定センター <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

山形事務所 TEL 023-624-8404 山形市東原町2-1-20 山形ロイヤルセンチュリービル4階